

新冠町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年5月12日

新冠町

新冠町議会

新冠町教育委員会

新冠町農業委員会

新冠町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、新冠町、新冠町議会、新冠町教育委員会、新冠町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年5月12日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき状況について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】採用関係

①取り組みを進めていく上での視点

採用者に占める女性職員の割合は、業種により様々であるが、一般事務職においては、多くの女性が活躍できるよう、女性職員の採用の拡大は重要である。しかし、近年は女性の受験者数が少ない状況である。

公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用試験の女性受験者の拡大に向け、職務・職員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動を実施する必要がある。

あわせて、多様な人材確保等の観点から、育児等を理由に中途退職した女性が再度公務において活躍できる取り組みを進めることも重要である。

②現況の分析

○過去３年間に於ける採用試験受験者と採用職員の実績

区分		H27年度		H28年度		H29年度		合計	
		受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者
一般事務職	男	2	2	11	3	3	2	16	7
	女			2		3	1	5	1
技術職	男	2	1	1	1	3	2	6	4
	女							0	0
福祉職	男					1	1	1	1
	女			2	2	4	3	6	5
医療職	男	2	2			2	2	4	4
	女	4	3	1	1	2	2	7	6
介護職	男	3	2	1	1	1	1	5	4
	女			1	1	2	2	3	3

○職員の女性の割合（平成３０年４月１日現在）

区分	全職員数（人）	うち女性	女性職員比率（％）
計	159	55	34.6

③数値目標

平成32年度までに、職員に占める女性割合を、平成26年度の実績（33.8％）より3.2％引き上げ、37％以上にする。

【２】配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

①取り組みを進めていく上での視点

女性職員の登用を阻害する要因として、育児による時間制約等により十分な職務経験が蓄積できないこと、ロールモデルとなる先輩職員が少ないこと等が考えられる。キャリア形成を図るために、職域拡大等による多様な職務機会の付与や、能力・意欲向上のための研修に参加させること、女性職員の意欲向上、計画的な育成やキャリア形成支援に努めることが重要である。

②現況の分析

○役職別在職状況（平成３０年４月１日）

区分	総数（人）	うち女性	女性比率	うち一般行政職		
				総数（人）	うち女性（人）	女性比率（％）
町長部局課長級	15	1	6.7%	12	0	0.0%
教委課長級	2	0	0.0%	2	0	0.0%
議会課長級	1	0	0.0%	1	0	0.0%
農委課長級	1	0	0.0%	1	0	0.0%
管理職計	19	1	5.3%	13	0	0.0%
町長部局補佐級	11	0	0.0%	11	0	0.0%
教委補佐級	4	2	50.0%	3	1	33.3%
議会補佐級	0	0	0.0%	0	0	0.0%
農委補佐級	0	0	0.0%	0	0	0.0%
課長補佐級計	15	2	13.3%	14	1	7.1%
町長部局係長級	39	5	12.8%	33	1	3.0%
教委係長級	16	7	43.8%	10	1	10.0%
議会係長級	1	0	0.0%	1	0	0.0%
農委係長級	1	0	0.0%	1	0	0.0%
係長計	57	12	21.1%	45	2	4.4%
合計	91	15	16.5%	72	3	4.2%

本町における管理的地位にある職員に占める女性職員は1名で、女性比率は5.3%と非常に低い状況である。課長補佐級に占める女性比率は13.3%、係長級に占める女性比率は16.5%となっている。管理的地位にある職員の女性割合を高めるためには、より下位クラスの人材プールを計画的に形成することが求められる。

③今後の取り組み

平成29年度より、女性職員を対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への参加勧奨を積極的に行う。

平成28年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

④数値目標

平成32年度までに、研修や外部研修の女性職員の割合を、30%以上にする。

平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める割合を、10%以上にする。

平成32年度までに、係長相当職以上の女性の割合を、20%以上にする。

【3】長時間勤務関係

①取り組みを進めていく上での視点

女性職員が活躍できる職場を作るためには、男女双方の職員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠である。中でも長時間勤務は、その職場における女性職員の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性職員の家事・育児・介護等の分担を困難にし、当該男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁となるものである。

男女を通じて長時間勤務を是正し、限られた時間の中で集中的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの生産性を高め、組織の競争力を高めることにも貢献するものであることから、職場における仕事の抜本的な改革を進めることが重要である。

②現況の分析

○職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成29年度実績）

月	4	5	6	7	8	9
一人当たりの 超過勤務時間	10.33	7.93	8.34	12.63	7.06	9.93
	10	11	12	1	2	3
	10.94	9.39	7.89	7.13	9.17	10.17

○年次休暇の平均取得時間（平成29年度実績）

全職員	うち男性職員	うち女性職員
9日6時間	9日5時間	10日3時間

本町における一人当たりの各月ごとの超過勤務時間は、表のとおりである。7月が最も多く12.63時間となっている。平均すると10時間程度となり決して多いとは言えない。しかしながら、職種間に偏りが見られるため、人員の配置や機構など抜本的な見直しが必要である。

年次休暇の全職員における平均取得率は、9日と6時間となっている。

③取り組みの実施

平成28年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

平成28年度より、ワーク・ライフ・バランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施している。

④数値目標

平成32年度までに、年次休暇の平均取得日数を12日以上にする。

【4】家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

①取り組みを進めていく上での視点

仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んでいるものの、職員が当該制度を利用しながらワーク・ライフ・バランスを実現しつつ職場において活躍していくためには、いまだに障害がある場合も多い。

職場では、育児・家事・介護等の家庭責任のために、男性が仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい風土がある。これからの急速な少子高齢化の時代においては、男女ともに、親の介護等によって仕事に制約を抱えざるを得ない職員が増加する。また、男性が家事・育児・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野を広げるなど、男性職員自身のキャリア形成にとっても有用なものと考えられる。このため、管理的地位にある職員等に対する意識啓発のための取り組みや男性職員の育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の取得促進等により、男性職員の家庭生活への関わりを推進すること、男女を問わず両立支援制度の利用時、育児休業等の取得中や復帰後の各段階を通じて職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うこと等により、育児や介護等を担う職員が活躍できる職場環境を整備する必要がある。

②現況と分析

○継続勤務勤務年数（平成30年4月1日現在）

全職員	うち男性職員	うち女性職員
13年9ヶ月	16年	9年6ヶ月

○男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（平成30年1月1日）

	育児休業対象者	育児休業中	復帰者	取得率	平均取得期間
男	6	0	0	0	—
女	4	2	2	100	1年

継続勤務年数を見ても、男性職員の平均16年に比べ、女性職員の継続勤務年数が短いことがわかる。これは、結婚等を機に退職をする女性職員が多く、勤務年数の長い女性職員が少ないことが要因と考えられる。

男性職員の育児休業取得者については、実績がない。

③今後の取り組み

平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行う。

平成28年度より、育児休業等の両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇給に不利益とならないよう取り扱う。

④数値目標

平成32年度までに、女性職員の平均継続勤務年数を13年以上にする。

平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を5%以上にする。

平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を10%以上にする。